

職場におけるセクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は労災保険の対象となります。

愛媛労働局では、職場でのセクシュアルハラスメントなどのストレスによる精神障害に関する労災請求等の相談について、専門調査員(精神保健福祉士)による相談窓口を、毎月1回開設しておりますので、ご利用ください。

○ 27年11月の相談日等

日 時 11月30日(月) 14時～17時

場 所 愛媛労働局 労働基準部 労災補償課

松山市若草町4-3(松山若草合同庁舎5階)

○ 27年12月の相談日等(最終月曜日ではありません。ご注意ください)

日 時 12月21日(月) 14時～17時

場 所 愛媛労働局 労働基準部 労災補償課

松山市若草町4-3(松山若草合同庁舎5階)

○ 28年1月以降の相談日等

原則、各月の最終月曜日14時から17時までを相談日に設定しています。

※ **ご相談は、予約制です**。相談を希望される方は、相談日の1週間前までに、電話でお問い合わせください。

《予約またはお問い合わせ先》

愛媛労働局労働基準部 労災補償課

(TEL) 089-935-5206

(FAX) 089-935-5247